

児童相談所と男性虐待者の間に生じる対立構造について

加藤 吉和（子ども心理学科・教授）

はじめに

児童に関する相談を受け、それを契機にケースワークを開始する、これが児童相談所（以下、児相）の常態であった。だが、児童虐待（以下、虐待）への対応が緊要となり、その様相は大きな変容を余儀なくされた。それは、児相にとっての重大事であったに違いない。

虐待者が、「相談」を目的に児相を訪れることは稀であろう。それ故、虐待対応は「通告」を受けて始まると言っても大過ない。通告を受けて動き出す虐待のケースワークは、まずは行政側の緊急対応／初期対応によって展開していく。「介入型ケースワーク」の出来であり、先の変容とはこの意である。通告が虐待の疑いに留まる限り、児相は事実の如何を調査し、児童の安全確認を行う責務を負う（「児童虐待防止等に関する法律」第8条）。明らかに、介入型ケースワークは虐待対応の基底をなす。虐待対応に要請されたのは、このケースワーク方法の円滑な運用であった。だがしかし、児相はその実践経験に乏しかった。

虐待対応に付帯する介入型ケースワークは、虐待の事実確認から始まる。調査結果に基づく「虐待ではない」との判断、そして安堵感は、常にケースへの介入後に訪れる。決して、その逆ではない。要言すれば、「通告を受けたら、まずは虐待を事実として想定し、速やかな調査によってその有無を確認すること」が虐待対応上の格率なのである。だが、虐待の事実が確認されるや否や、児相と虐待者との間に「糾弾者 対 被糾弾者」という関係性が構築される。もし仮に、虐待者が虐待の事実を認めなければ、両者の関係は対立状況となって現前してくる。なぜなら、事情はどうあれ、虐待への介入という分脈には、常に児相と虐待者間の「対立構造」が伏在しているからである。更に言えば、「対立状況は男性虐待者との間でより先鋭化する」との言説を、虐待対応上の箴言と捉えても大仰ではない。

ではなぜ、男性虐待者と児相の間で対立が激しくなるのか。本論は、「全国児童相談所における虐待の実態調査⁽¹⁾」（以下、虐待の実態調査）結果に見られる男性虐待者の特徴の一斑を瞥見した後、「児童虐待防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）と「虐待した父親のグループ療法⁽²⁾」の実践経験を糸口に、その対立を生む真因を探るものである。

なお、「虐待の実態調査」は、平成20年に全国児童相談所長会の悉皆調査（全数調査）として行われた。調査対象は、全国177児相が平成20年4月～6月の3ヵ月間に対応した全虐待ケースである。本論に載せた図表は、そこで得られたデータを基に作成されている。

1 虐待者の状況

虐待の実態調査によれば、虐待相談における主たる虐待者⁽³⁾の数は6,764人であった。これを性別で見れば、女性が3,673人、男性が2,322人となっている（きょうだい・その他の

人・無効回答を除く)。主たる虐待者の大部分を実母と実父が占めている（表1、表2）。この結果は、これまでの多くの調査結果と同様である。

では、主たる虐待者のうち、「虐待を認める者と認めない者」の状況はどうか。もし、「女性虐待者より、男性虐待者に虐待を認めない者の人数が多い」と数量で確認できるなら、それは、男性虐待者と児相の間に生じる対立の激しさを予察させるであろう。

表1 女性虐待者（人数と割合）

続柄等	主たる虐待者(A)		従たる虐待者(B)		計(A)+(B)
実母	3,547	88.9%	445	11.1%	3,992
継母	44	73.3%	16	26.7%	60
養母	31	77.5%	9	22.5%	40
里母	3	100%	0		3
父の内縁の妻	11	84.6%	2	15.4%	13
祖母	35	57.4%	26	42.6%	61
おば	2	33.3%	4	66.7%	6
計	3,673	88.0%	502	12.0%	4,175

注)「内縁の妻」には交際相手を含む

注) きょうだい・その他の人数・無回答数を除く

注) % = 度数 / 計(A)+(B) × 100

表2 男性虐待者（人数と割合）

続柄等	主たる虐待者(A)		従たる虐待者(B)		計(A)+(B)
実父	1,654	86.2%	265	13.8%	1,919
継父	170	83.7%	33	16.3%	203
養父	270	90.9%	27	9.1%	297
里父	3	75.0%	1	25%	4
母の内縁の夫	166	80.6%	40	19.4%	206
祖父	39	84.8%	7	15.2%	46
おじ	20	95.2%	1	4.8%	21
計	2,322	86.1%	374	13.9%	2,696

注)「内縁の妻」には交際相手を含む

注) きょうだい・その他の人数・無回答数を除く

注) % = 度数 / 計(A)+(B) × 100

2 男性虐待者と女性虐待者の虐待への認識

女性虐待者と男性虐待者別に、虐待の事実を認める者と認めない者の人数（不明数・無回答数を除く）とその割合をみたものが表3・図1である。「虐待を認めない者（行為も虐待も認めない者、行為は認めるが虐待を認めない者）」の割合は、男性が約62%、女性が約48%で、男性の割合が約14%高くなっている。明らかに、虐待を認めない男性虐待者の数は、女性虐待者のそれを上回っている。この事実が、男性虐待者と児相の対立を深める起因として浮上する。虐待を認めない者は、虐待の事実認定を巡って児相と対立するに違いなからである。では、虐待を認めた虐待者は児相の援助を求めるのか。現状はどうだろうか。なお言えば、男性虐待者と女性虐待者に相違があるのだろうか。

表3 主たる虐待者の虐待についての認識（人数と割合）

性別	虐待を認める(A)		虐待を認めない(B)		計(A)+(B)
女性	1,488	52.2%	1,361	47.8%	2,849
男性	564	38.0%	921	62.0%	1485
計	2,052	47.3%	2,282	52.7%	4,334

注) (B)は「行為も虐待も認めない者」と「行為は認めるが虐待を認めない者」の合計

注) %=度数/計(A)+(B)×100

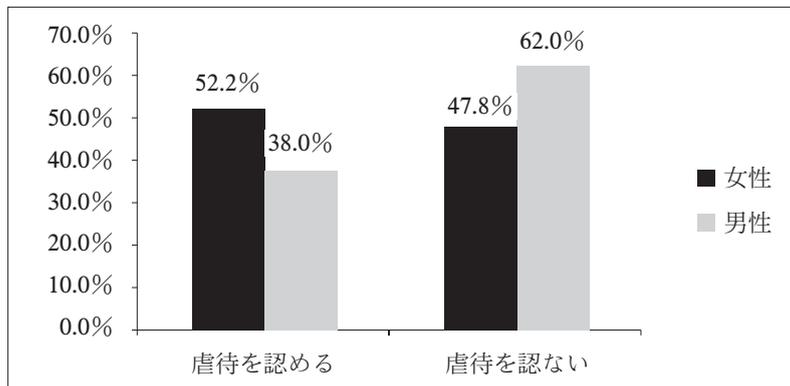


図1 虐待についての認識（男性と女性の割合）

3 児相に援助を求めている虐待者の現状

児童虐待防止法は、第11条第1項で児童虐待を行った保護者への指導等について規定している。児相の指導（児童福祉法第27条第1項第2号の規定による児童福祉司指導）は「親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない」のであり、指導の措置が採られれば、保護者は児相の指導に従わなければならない。だが先述のように、虐待を認めない者が全虐待者の約53%、男性に至っては62%にもなる現状で、果たして児相の指導／援助は円滑に行われ得るのか。答えは否であろう。平成19年に、同法第11条には第4項と第5号の規定が追加された。改正内容の大略は、当該保護者が指導に従わない場合に児相が取り得る対抗策の詳細である。つまり、児相と虐待者の対立激化とそれに伴う児童の人権侵害が憂慮され、児相に新たな権限を付与して対応強化を図ったと見るのが妥当だろう。この詳細については後述するとして、まずは「援助を求めている虐待者」の現状をみよう。

(1) 「虐待を認めない者」と「虐待を認めても援助を求めているいない者」

「虐待を認めない者」は援助を求めない。言うまでもなく、至極当然である。しかし、虐待者の中には「虐待は認めても援助を求めない者」も存在する。そこで、両者の人数を合算し、それを「援助を求めているいない虐待者」としてみたものが表4・図2である。

「援助を求めているいない虐待者」の割合は、男性で81.1%、女性で63.4%となっている。男性、女性とも「援助を求めない虐待者」の割合は高率だが、特に男性虐待者の80%以上が児相の援助を求めないのである。この結果は、「虐待を認めない者が含まれるなら、援助を求めない者の割合が高くなるのは当たり前」と指摘されるだろう。ではそれなら、

「虐待を認めた者」だけに限って見た場合はどうか。彼ら／彼女らの中に、児相の援助を求めている者はどの程度いるのだろうか。

表4 援助を求めている主たる虐待（人数と割合）

性別も	援助を求めている(A)		援助を求めているない(B)		計(A)+(B)
女性	1,043	36.6%	1,806	63.4%	2,849
男性	280	18.9%	1,205	81.1%	1,485
計	1,323	30.50%	3,011	69.5%	4,334

注) 女性は実母・継母・養母・里母・祖母・おば・父の内縁の妻（交際相手を含む）

注) 男性は実父・継父・養父・里父・祖父・おじ・母の内縁の夫（交際相手を含む）

注) %=度数/計(A)+(B)×100

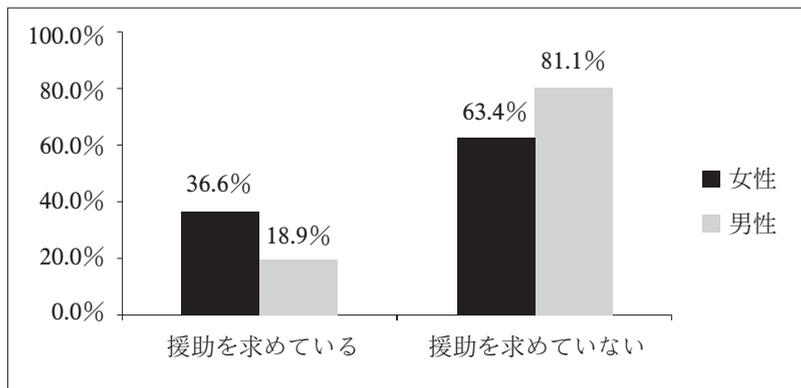


図2 援助を求めている虐待者の割合（男性と女性）

(2) 虐待を認めた者のうち「援助を求める者」と「援助を求めているない者」

表5を見ると、「虐待を認めても援助を求めているない者」の割合は、男性虐待者で50.4%、女性虐待者で29.9%となっている。自分の行為が虐待に当たると認めた虐待者であっても、男性の約50%、女性の約30%は児相に援助を求めない。しかも、その割合は、男性虐待者が女性虐待者のそれを20%も上回っていることがわかる。

表5 虐待を認めて援助を求めている虐待者（人数と割合）

性別も	援助を求めている(A)		援助を求めているない(B)		計(A)+(B)
女性	1043	70.1%	445	29.9%	1488
男性	280	49.6%	284	50.4%	564
計	1323	64.5%	729	35.5%	2052

注) 女性は実母・継母・養母・里母・祖母・おば・父の内縁の妻（交際相手を含む）

注) 男性は実父・継父・養父・里父・祖父・おじ・母の内縁の夫（交際相手を含む）

注) %=度数/計(A)+(B)×100

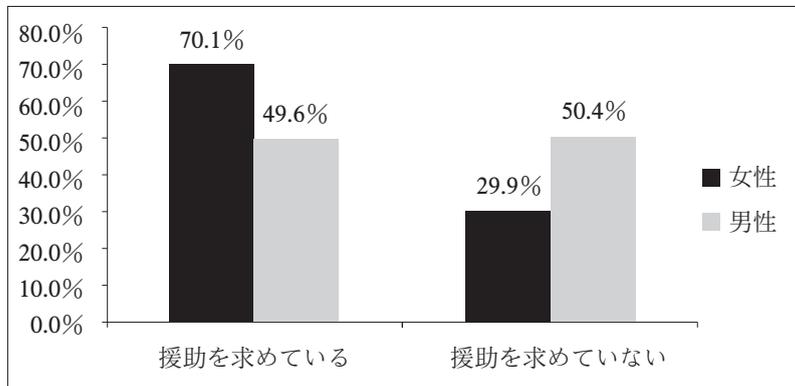


図3 虐待を認めて援助を求めている虐待者の割合

虐待を認めない虐待者への対応に苦慮するのは当然としても、この結果は、虐待行為を認めた虐待者についても、事はそう容易ではないことを示唆している。特に、児相の男性虐待者への対応は、更に困難を伴う対立的関係の中で模索されるに違いない。

4 男性虐待者への援助プログラムの乏しさ

虐待の実態調査によれば、多くの児相は女性虐待者への援助プログラムを持っていた。だが、男性虐待者へのそれを有する児相は皆無に近く、僅かに「東京都児童相談センター」と「大阪市児相」だけが、父親のグループ療法を実施していた。その後に「茨城中央児相」が同様のグループ療法を開始してはいるが、現在でも、男性虐待者への支援を特別なケアプログラムを用いて実施しているのはこの3児相のみである⁽⁴⁾。

援助プログラムが乏しい理由として、児相の人的組織・予算上の問題・時間的制限（日中、男性は児相に通所しにくい）などが挙げられよう。だがここで、その主因を児童福祉臨床の旧弊、すなわち、子どもの問題を母子関係のそれに還元する傾向に求めるなら、「元来、児相は父親に対するケアへの配慮が薄かった」との指摘は、あながち的を外してはいないだろう。もしそうなら、理の当然として、「男性に対するケアプログラム」の構築と実践の積み重ねによって事態は改善していくはずだ。しかし、それが遅々として進まない児相の実情を目の当たりにするとき、事は然程に単純ではないように思えてくる。

5 強化された児相の権限

男性虐待者と児相との対立関係の激しさの一端は、平成19年に改正された「児童虐待防止法」の条文中に垣間見えている。では、児童虐待防止法改正によって新設された条文内容はどのようなものなのか。大略を述べれば、「児相の権限強化が図られた」のである。平成19年6月1日に改正され、翌年の4月1日から施行された児童虐待防止法によって、児相は指導に従わない虐待者に対する強大な行政権限を手にした。もちろん、そこに人権への配慮を窺えるのだが。では、その主要な新設条文を要説してみよう。

(1) 出頭要求等

第8条の2第1項によって、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときには、当該児童の保護者にその児童を同伴して児相に出頭を求め、必要な調査又は質問をするこ

とができるようになった。「出頭」という用語を、従来の児相は「来所」と呼ぶはずだ。「出頭」という語の響きに、世人はどのようなイメージを思い浮かべるだろう。

更に、同条第3項は、「…出頭の求めに応じない場合は、…職員の立ち入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定する。「立入調査」の内容は第9条に規定されているが、簡約すれば「児童虐待が行われているおそれがあるときには、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問ができる」のである。

(2) 再出頭要求等

第9条の2第1項の規定により、虐待を行っているおそれのある保護者が正当な理由なく立ち入り又は調査を拒み、妨げ、忌避した場合、当該保護者に児童を同伴して再度の出頭を求め、必要な調査又は質問をさせることができる。

(3) 臨検、搜索等

第9条の3第1項は、当該保護者が再出頭の求めに応じない場合、児相の職員が当該児童の住所を臨検し、当該児童を搜索できる旨を規定している。更に本条第2項は、臨検・搜索に必要であれば調査又は質問ができる、とも規定する。ここに於いて、「立ち入り調査」は「臨検、搜索」という用語に変わっている。双方の含意に大差ないとはいえ、ここに権限強化の様相が見てとられるだろう。

仔細に本条を読めば、そこでは、権限強化が引き起こす問題の軽減が図られている。人権への配慮である。列記してみよう。①「児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき」が「児童虐待が行われている疑いがあるとき」と、臨検・搜索にあたる場合の要件が厳しくなり、②「当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため」と、目的が限定され、③「地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状」を必要とし、④その許可状を請求する場合には「児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料」「臨検する住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料」「当該保護者が立ち入り調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料」「再出頭の求めに応じなかったことを証する資料」を提出しなければならない。児相といえども、この条件を満たして臨検・搜索を行うことは難事に違いない。だが、あくまで指導に従わない虐待者に対しては、この条文によって権限を行使できる。軽便な言葉を使えば、「必要とあれば、児相はいつでも“伝家の宝刀”を抜ける」ということだ。しかも、臨検・搜索の夜間執行は制限されているとはいえ、許可状に夜間でもできる旨の記載さえあれば、夜から朝までそれを執行できる（第9条の4）。更に、臨検等に係る処分については、「行政手続法第三章」が規定する不利益処分の内容は適用されず、「行政不服審査法」による不服申立てはできず、「行政事件訴訟法第37条の4」の規定による指止めの訴えを提起できない（第10条の4、第10条の5、第10条の6）。なんと、虐待者の児相への抵抗が、これほどまでの権限を児相に与える事態を招来させたのである。

6 強制力と支援

児童虐待防止法第11条第1項には「児童虐待を行った保護者に対する指導等」が規定されている。同条は、児童福祉法第27条第1項第2号の規定（児童福祉司指導）を援用しながら、児相の保護者指導は「親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない」と謳う。

虐待者がどうあれ、児相は保護者への指導（援助）を行わなければならない。同条第2項の規定による児童福祉司指導の措置が取られた場合、虐待者はその指導（援助）を受けなければならない。受けなければ、都道府県知事により指導を受けるよう勧告される（同条第3項）。たがしかし、先述の援助を求めない虐待者たちに対して、児相は何をどう指導するのだろうか。ましてや、臨検・捜索の権限を行使された虐待者に於いてはどうか。言わずもがなである。だからであろう、虐待防止法の改正では、これについても新たな条文が追加された。第11条第4項と第5項がそれである。要点のみ述べる。

指導（援助）の勧告に従わない虐待者の場合、児相が必要と認めれば、虐待された児童の「一時保護・一時保護委託」又は「児童福祉施設への入所措置」が可能なのである。一時保護は、保護者の同意なくできる。児童福祉施設の入所に保護者が同意しない場合でも、家庭裁判所の同意があれば児相はそれを行える。だがもし、これらが執行されれば、児相と虐待者の対立に拍車が掛かることは火を見るよりも明らかだ。しかし、その渦中であっても、児相は再統合に向けて保護者への援助を行なうし、行わなければならない。こうして、児童虐待防止法に含意される「強制 対 援助」という二項対立の狭間で、児相は虐待者への対応に呻吟する。

7 「権力性」と「男性性」が作る対立構造

児相の権力性（強制権限）についての考察は終えた。だが、これだけでは片手落ちだ。対立を二者関係の一形態と捉えるなら、児相の権力性と対峙する他方を同定する必要がある。果たしてそれは何か。直截に言う。「男性性」、男性虐待者のジェンダーがそれである。

ジェンダー・イデオロギーが優勢な社会では、男性中心の性別役割分業が是とされる。そこにあっては、「男らしさ」とは「他者に対する優越性」を意味する。優越性を示すためなら、社会に容認される範囲での攻撃は許される。言葉を換えれば、「男らしさ」は負けを潔しとしない世界を構築している。負けないためには、常に勝負の結果に敏感でいながら、勝つための「力（パワー）」を蓄積しなくてはならない。勝つことを目指して蓄積されたパワーは、攻撃の多様な姿を装って表出される。過剰な威圧、脅迫、暴力などは犯罪として処断される。だが一方、上昇志向・出世競争・部下への叱咤・権力奪取・権力示威などは、ジェンダー・イデオロギーが認める「男らしさ」の発露そのものだ。ジェンダー・ステレオタイプな男たちは、かくある「男らしさ」を懸命に演じ続ける。勝つか負けるかの戦いを日々送りながら、彼らは懦弱さなどはおくびにも見せず、決して弱音は吐かず、感情を顕わにせず、そして心身共に疲弊していく。その極み、その果てが、アレキシサイミア（失感情症）・抑うつ・アルコール依存・薬物依存・過労死・自殺などである。父親グループで出会った男性虐待者の多くは、このような男たちの一派であった。

彼らは、「語らない」「弱みを見せない」「非を決して認めない」「自己を正当化する」「攻撃性を示す」、そんな男たちである。全員がアレキシサイミア（的）だ。だから、自分の感情に気づけない。ましてや、それを言葉になどできはしない。言語化される感情は「敵意」「怒り」「攻撃」ばかりで、そこに屈折した「悔しさ」が入り混じる。もちろん、怒りと攻撃の矛先は児相だ。そうありながら、彼らの表情には「低い自尊感情」「自信のなさ」「不安感」「緊張感」が微かに浮かぶ。彼らは都合よく自己中心的なルールを作り、それを妻や子どもに押しつける。それを正しいと信じて疑わない。言いつけを守らない子

どもは「しつけ」の対象だ。従わない妻は、権威者である自分の支配下に置き、コントロールし続ける。家庭は自己所有物、支配領域であると確信している。家族がそうあらねば、家庭内は暴力の坩堝と化す。児相は、厚顔にも支配領域に侵入してくる敵に見える。わが家という聖域に土足で上がり込み、睥睨しながら「男の権威と誇り」を傷つけた／つける敵、それが児相なのだ。ここに、男性虐待者と児相が対立していく萌芽がある。「虐待なんかしていない」「しつけでやった」と彼らは声を荒げ、眼前の敵めがけて、勝つ当てがない戦いを挑む。児相が強大なパワー／権力を持つと気づかされたとき、彼らの中から「勝負を降りる者」が出てくる。だが、虐待を認め、非を詫び、心底からそうするのでは決していない。パワーの差、勝ち負けを敏感に嗅ぎとれる者は、「負ける戦はしない」だけのこと。

一般に、ジェンダーは養育環境や社会によって学習される。もちろん、彼らも同様である。父親に対する屈折した感情が、彼らの言葉の端端から伝わってくる。だからであろう、彼らは父親について語らない、語れない。「ヒーローだった」「強かった」「自分を鍛えてくれた」「優しかった」存在として語ることはあっても。だが、自分の父親を「加害者(的)イメージ」によって訥々と語り始めるとき、僅ながらも、彼らの「しつけ物語」は「暴力物語」に変容し始める。確かに、父親グループで出会った者の中に、そんな男たちがいた。

結論を述べる。児相の権力と対峙する一方のもの、それは、複雑な成育環境の下で学習された「歪んだ男性性」である。言葉を継いで、男性虐待者は無意識に、自分を「男」にした父親イメージを児相に重ねると言ったらどうだろう。この契機を、精神分析学の防衛機制に仮託した「対立構造の仮説モデル」(図4)を用いて素描してみる⁽⁵⁾。

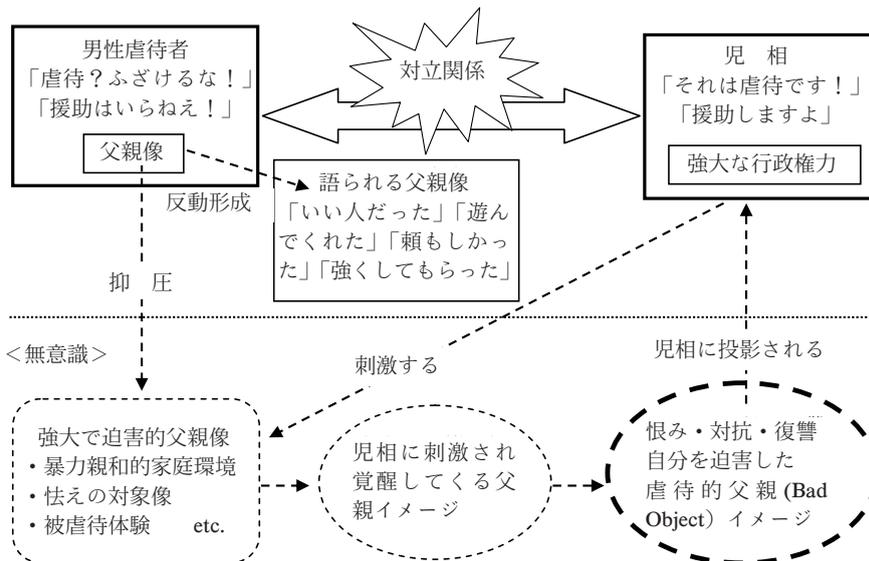


図4 対立構造の仮説モデル

男性虐待者の「迫害的父親像」は抑圧され、反動形成によって「good object (良い対象)」として語られる。だが、児相の糾弾／訴追によって、その像は次第に本来の「bad object (悪い対象)」として覚醒してくる。けれども、虐待者はそれを意識化することなく児相に

投影する。これが、特異な男性性を身にまとう、男性虐待者の心的防衛機制だと考えたい。「児相の権力性」と「虐待者の男性性」は対峙の両極に位置し、対立システムを作る構成要素である。児相と男性虐待者の対立構造は、このように構造化されている。

結 語

児相は相談者のジェンダーに鈍感だった。自身のジェンダーに無頓着だった。虐待者への援助・ケアは、従来の基本に則り、主に「受容」「共感」「癒し」の概念の下に行われている。だがそれは、児相が有する女性性の一側面に過ぎない。一端「立ち入り調査」「出頭要求」「臨検・捜索」などの強制力が行使されるなら、そこに潜在する男性性が露呈し始め、児相は次第にアンドロジニーとして顕現する。「虐待対応に於いて“強制モード”と“支援モード”は両立するのか」との疑義を抱くのは、その葛藤故であろう。その切実たる議論のすぐ先には、ケア機能を他機関に委譲すべきとの諦念が仄見えてくる。

指導・援助に従わない男性虐待者との対立は、「児相の男性性」と「虐待者の男性性」とが鋭く対峙する場面で生じる。児相の「力（男性性）」が職権の名で行使されれば、児相職員自身のジェンダーも反省という名の俎上に載せられる。誰にとっても、自己のジェンダーと向き合うことは易くはない。だが、そうだからこそ、児相はジェンダーセンシティブであるべきだ。虐待者との対立を乗り越え、支援を円滑に行うために、児相のケースワークやケアはそうあらねばならない。女性モードの色濃いケア技術では、男性虐待者のケアには効果が薄い。そうではなく、心理教育的アプローチ、解決志向アプローチ、それにナラティブ・アプローチが有効なのだ。それ故に、「これらの技術を承引し、実践に移すべし」との提議が、実践現場の多忙を理由に、問わず語りとして放擲されてはならない。

注

- (1) 主任研究員は全国児童相談所会会長、丸山浩一。筆者は分担研究員として調査・研究にあたった。
- (2) 東京都児童相談センターが平成14年度から実施している「家族再統合のための援助事業」にあるグループ療法の一つ。筆者は事業策定に携わり、父親グループ療法に従事していた。
- (3) 虐待を単独もしくは主導して行ったものを「主たる虐待者」としている。
- (4) 平成24年1月現在、ここで述べた児相以外で同様のグループを実施しているとの情報は、少なくとも筆者の手元にはない。
- (5) この仮説モデルに基づいて、無意識に焦点を当てるケア技法を唱道するつもりはない。筆者自身、男性虐待者のケアには「心理教育的アプローチ」、「ナラティブ・アプローチの外在化技法」が有効との考えを持っている。

文献

- 柏木恵子・高橋恵子編（2008）「日本の男性の心理学—もう一つのジェンダー問題—」有斐閣
- 丸山浩一（2009）『「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書』財団法人子ども未来財団